

171-参-本会議-20号 平成21年04月24日

※参議院での法律案趣旨説明

○議長（江田五月君） 日程第六 社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

日程第七 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案

（いずれも衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長辻泰弘君。

---

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

---

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案は、現下の厳しい経済社会情勢にかんがみ、社会保険の保険料等の納付が困難となっている事業主等の経済的負担の軽減に資するため、国税徴収の例を参考にし、社会保険の保険料等に係る延滞金の割合を納付期限から一定期間軽減する措置を講じようとするものであります。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案は、年金記録の管理の不備に起因した様々な問題の重大性、緊急性にかんがみ、かつ公的年金制度に対する国民の信頼を速やかに回復する見地から、年金記録の訂正がなされた場合に大幅に遅延して支払われる年金給付等の額について、現在価値に見合う額となるよう、物価スライドの考え方を基本として算定した額の加算金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長田村憲久君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

---

○議長（江田五月君） これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四

賛成 二百三十四

反対 ○

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）